

千代田町広報ちよだ広告掲載取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報ちよだ（以下「広報」という。）に民間事業者等の広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたり、千代田町有料広告掲載要綱（平成21年千代田町告示第8号。以下「要綱」という。）及び千代田町有料広告掲載基準要領（平成21年千代田町告示第9号）に規定する事項のほか、必要な事項を定める。

(掲載枠数及び位置)

第2条 広告の掲載枠数は、町政情報の提供に影響のない範囲とし、原則として、毎号12枠以内とし、広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。

(大きさ)

第3条 広告の大きさは、1枠あたり縦46ミリメートル、横86ミリメートルとする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1か月、6か月又は12か月を単位とする。

(掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

期間	1 枠当たりの広告	備考
1 か月	5 , 0 0 0 円	
6 か月	2 5 , 0 0 0 円	1 か月分の広告掲載料を割引
1 2 か月	5 0 , 0 0 0 円	2 か月分の広告掲載料を割引

(掲載の決定方法)

第6条 掲載枠数を上回る申込みがあったときは、要綱第8条第

2項に規定する優先順位により決定し、同一順位の場合には、抽選により決定する。

(掲載申込み)

第7条 広告の掲載申込みは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載申込みの締切りは、広報の発行日の1か月前とする。
- (2) 申込みのできる広告は、広報1号につき1枠とする。
- (3) 掲載を希望する場合は、要綱第7条に規定する千代田町有料広告掲載申込書に広告の内容又は原案を添付して、広報担当課へ提出するものとする。

(版下作成)

第8条 版下は、町が指定する仕様で作成し、町が指定した期日までに提出する。

(町ホームページ上での取扱い)

第9条 広報を千代田町ホームページに公開するときは、広告は削除するものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第130号)

この告示は、公布の日から施行する。